かごしま特産品市場（かご市）出展要領　新旧比較表

旧	備考	新
かごしま特産品市場（かご市）出品（出展）要領	修正	かごしま特産品市場（かご市）出展要領
１　目的 この要領は、かごしま特産品市場における展示販売等に関する必要な事項について定めるものとする。		１　目的 この要領は、かごしま特産品市場における展示販売等に関する必要な事項について定めるものとする。
２　展示場所 かごしま特産品市場（かご市） 鹿児島市東千石町１５－２１　吉田ビル（１階及び２階） 及び、かご市ネットショップ（https://kagoichi.com/）などかご市が行う非店舗型販売メディア		２　展示場所 かごしま特産品市場（かご市） 鹿児島市東千石町１５－２１　吉田ビル（１階及び２階） 及び、かご市ネットショップ（https://kagoichi.com/）などかご市が行う非店舗型販売メディア
３　商品の出展方法及び展示期間等 （１）出展を希望するものは、各商工会を通じて別紙出展申込書にて必要事項を記入の上、県連経営支援課に申し込むものとする。	修正	３　商品の出展方法及び展示期間等 （１）出展を希望するものは、各商工会を通じて別紙出展申請書にて必要事項を記入の上、県連経営支援課に申し込むものとする。
【提出書類】 ・出展申込書＜新規＞ ・商品外見票 ・販売手数料同意書（新規出展事業者初回のみ） ・振込希望口座の通帳表紙及び見開きの写し（新規出展事業者初回のみ） 〔必要に応じて、以下の書類の提出を求める場合がある〕 ・製造物責任保険（ビジネス総合保険、ＰＬ保険等）加入証明の写し ・表示に関する各種証明書（有機JAS、各かごしまブランド、等）の写し	修正	【提出書類】 ・出展申請書＜新規＞ ・商品外見票 ・販売手数料同意書（新規出展事業者初回のみ） ・振込希望口座の通帳表紙及び見開きの写し（新規出展事業者初回のみ） 〔必要に応じて、以下の書類の提出を求める場合がある〕 ・製造物責任保険（ビジネス総合保険、ＰＬ保険等）加入証明の写し ・表示に関する各種証明書（有機JAS、各かごしまブランド、等）の写し
（２）出展商品は県連経営支援課の承認を受け、かご市から納入依頼のあった商品とする。	変更 修正	（２）出展商品は各商工会より県連経営支援課を通して提出された出展申請書に記載のある商品で、かご市の承認を受け、納入依頼のあった商品とする。
新規出展商品は展示開始後、当初の６ヶ月を導入期として展示を行う。但し、展示効果があることをかご市が認めた場合はこの限りでなく、以降３ヶ月毎に判断を行う。		新規出展商品は展示開始後、当初の６ヶ月を導入期として展示を行う。但し、展示効果があることをかご市が認めた場合はこの限りでなく、以降３ヶ月毎に判断を行う。
（３）商品や展示に支障が生じる可能性が予想された場合は、期間内であっても出展商品の取り替えまたは返却を出展者に指示することができる。		（３）商品や展示に支障が生じる可能性が予想された場合は、期間内であっても出展商品の取り替えまたは返却を出展者に指示することができる。
（４）商品の展示場所・展示方法等については、かご市の責任において決定し管理する。		（４）商品の展示場所・展示方法等については、かご市の責任において決定し管理する。
４　商品の搬入及び搬出 （１）商品納入の依頼は、かご市より行う。		４　商品の搬入及び搬出 （１）商品納入の依頼は、かご市より行う。
（２）商品の搬入については、県連またはかご市が指定する場所及び期日までに納品書を添えて搬入するものとする。		（２）商品の搬入については、県連またはかご市が指定する場所及び期日までに納品書を添えて搬入するものとする。
（３）商品の補充等は、かご市の指示に基づき、迅速かつ適格に行うものとする。		（３）商品の補充等は、かご市の指示に基づき、迅速かつ適格に行うものとする。
（４）搬出や返品については、かご市が返品伝票を添付し返品する。ただし、返品に要する送料等については原則として出展者の負担において行うものとする。		（４）搬出や返品については、かご市が返品伝票を添付し返品する。ただし、返品に要する送料等については原則として出展者の負担において行うものとする。
５　販売方法及び売上金の精算等 （１）出展商品は、受託販売方式とする。		５　販売方法及び売上金の精算等 （１）出展商品は、受託販売方式とする。
（２）販売価格は出展申込書記載の価格もしくは申込時の協議内容によるが、以下の場合は販売価格を変更する場合がある。 ・毎月第一土曜日曜の５％ＯＦＦセールイベント ・連休や協賛企画など不定期での５％割引の販売促進 ・賞味期限が迫った商品の割引販売（申込者の了承を得たものに限る） （賞味期限が迫った場合の割引販売を希望しない場合は、その旨を申し出ること）	修正	（２）販売価格は出展申請書記載の価格もしくは申込時の協議内容によるが、以下の場合は販売価格を変更する場合がある。 ・毎月第一土曜日曜の５％ＯＦＦセールイベント ・連休や協賛企画など不定期での５％割引の販売促進 ・賞味期限が迫った商品の割引販売（申込者の了承を得たものに限る） （賞味期限が迫った場合の割引販売を希望しない場合は、その旨を申し出ること）
（３）出展手数料は、商工会員は税込販売額の２０％を徴収する。但し、商工会員以外は出展料月額３，０００円（税込）及び手数料として税込販売額の２５％を徴収する。		（３）出展手数料は、商工会員は税込販売額の２０％を徴収する。但し、商工会員以外は出展料月額３，０００円（税込）及び手数料として税込販売額の２５％を徴収する。
（４）売上代金は毎月末で締め、出展手数料その他必要経費を差し引いた額を、原則として翌月２０日までに、出展者が指定した銀行に振り込むものとする。		（４）売上代金は毎月末で締め、出展手数料その他必要経費を差し引いた額を、原則として翌月２０日までに、出展者が指定した銀行に振り込むものとする。
６　出展中商品の規格変更等 （１）販売中商品の商品規格・表示・価格を変更する場合、速やかに出展申込書＜変更＞により、かご市に届け出るものとする。	修正 追加	６　出展中商品の規格変更等 （１）販売中商品の商品規格・表示・価格を変更する場合、速やかに出展申請書＜変更＞により、かご市に届け出るものとする。価格変更については、毎月１日から２５日までの申込については翌月１日から適用し、２６日から月末までの申込については翌々月１日からの適用となる。
（２）商品の製造を中止した場合等は、速やかに出展申込書＜廃止＞により、かご市に届け出るものとする。	修正	（２）商品の製造を中止した場合等は、速やかに出展申請書＜廃止＞により、かご市に届け出るものとする。
７　商品の出展終了 （１）かご市の展示場所には限りがあるため、販売状況が思わしくない商品については売行動向に基づき定期的な商品入替を実施する。	追加	７　商品の出展終了 （１）かご市の展示場所には限りがあるため、販売状況が思わしくない商品については売行動向に基づき定期的な商品入替を実施するため、出展終了となる場合がある。
（２）新商品として展示開始後、当初の６ヶ月を導入期として売れ行きを判断し、６ヶ月以降においてかご市での出展終了について連絡する。		（２）新商品として展示開始後、当初の６ヶ月を導入期として売れ行きを判断し、６ヶ月以降においてかご市での出展終了について連絡する。
（３）出展終了時の在庫については、原則返品する。		（３）出展終了時の在庫については、原則返品する。
８　商品の製造物責任や各種リスク対応等について （１）商品の保管については、かご市が責任をもって管理するが、天災地変等の不可抗力による損害については責任を負わない。特に高額商品については、各出展者において保険等で対応すること。		８　商品の製造物責任や各種リスク対応等について （１）商品の保管については、かご市が責任をもって管理するが、天災地変等の不可抗力による損害については責任を負わない。特に高額商品については、各出展者において保険等で対応すること。
（２）かご市への出展においてＰＬ保険加入とＰＬ法等関連法令の遵守は必須とし、万一事故等が発生した場合は、双方が協力し誠意をもって解決するものとする。		（２）かご市への出展においてＰＬ保険加入とＰＬ法等関連法令の遵守は必須とし、万一事故等が発生した場合は、双方が協力し誠意をもって解決するものとする。
（３）食品の一括表示・アレルゲン表示・栄養成分表示、容器包装リサイクル法対応表示については、関連法令を遵守のうえ正しく表示を付すこと。表示に不足・誤りがあり、是正措置が行われない場合、展示を中止する場合がある。		（３）食品の一括表示・アレルゲン表示・栄養成分表示、容器包装リサイクル法対応表示については、関連法令を遵守のうえ正しく表示を付すこと。表示に不足・誤りがあり、是正措置が行われない場合、展示を中止する場合がある。
（４）その他、予測し難い問題が生じた場合は、その都度かご市と出展者が協議の上、解決するものとする。		（４）その他、予測し難い問題が生じた場合は、その都度かご市と出展者が協議の上、解決するものとする。
附則 この要領は、平成２７年８月１３日から実施する。		附則 この要領は、平成２７年８月１３日から実施する。
附則 出展手数料の改定については、平成２９年４月１日から実施する。		附則 出展手数料の改定については、平成２９年４月１日から実施する。
附則 商品の出展方法及び展示期間等の改定については、平成３１年４月１日から実施する。		附則 商品の出展方法及び展示期間等の改定については、平成３１年４月１日から実施する。
附則 展示場所、商品の出展方法及び展示期間等、商品の搬入及び搬出、販売方法及び売上金の精算等、出展中商品の規格変更等、商品の出展終了、商品の製造物責任や各種リスク対応等の改定については、令和４年４月１日から実施する。		附則 展示場所、商品の出展方法及び展示期間等、商品の搬入及び搬出、販売方法及び売上金の精算等、出展中商品の規格変更等、商品の出展終了、商品の製造物責任や各種リスク対応等の改定については、令和４年４月１日から実施する。
	追加	附則 商品の出展方法及び展示期間等、販売方法及び売上金の精算等、出展中商品の規格変更等商品の出展終了など以上の事項の一部改定については、令和５年１月１日から実施する。